

このカザフスタン共和国法人国家登記及び支店・駐在員事務所登記法和訳（仮訳）は、法務総合研究所国際協力部の責任において作成・編集をしたものです。

2008年9月 法務総合研究所国際協力部

## カザフスタン共和国法人国家登記及び支店・駐在員事務所登記法 (1995年4月17日制定・2006年12月11日最終改正)

### 第1条 法人国家登記並びに支店<sup>1</sup>・駐在員事務所<sup>2</sup>登記の概念

- 1 法人国家登記とは、当該登記手続のために提出された設立文書その他の文書がカザフスタン共和国の法令に適合しているかどうかを確認すること、法人に対し登記番号の交付を含む法人国家登記証明書の交付を行うこと及び法人に関する情報を法人国家登記簿に記録することを意味する。
- 2 支店・駐在員事務所登記とは、当該登記手続のために提出された文書がカザフスタン共和国の法令に適合しているかどうかを確認すること、支店・駐在員事務所に対し登記番号の交付を含む支店・駐在員事務所登記証明書の交付を行うこと及び支店・駐在員事務所に関する情報を支店・駐在員事務所登記簿に記録することを意味する。

### 第2条 法人国家登記及び支店・駐在員事務所登記の目的

法人国家登記及び支店・駐在員事務所登記は、以下のことを目的とする。

- (1) 法人の設立、組織変更及び廃止並びに支店・駐在員事務所の設置及び廃止の事実を証明すること
- (2) カザフスタン共和国領内において設立、組織変更及び活動停止を原因とする法人国家登記並びに設置及び活動停止を原因とする支店・駐在員事務所登記を集計すること
- (3) 法人国家登記簿及び支店・駐在員事務所登記簿を管理すること
- (4) 反独占機関が定める税率に関する法人及び支店・駐在員事務所についての情報（業務上又は営業上の秘密となる情報を除く。）を把握すること

### 第3条 登記の対象となる法人、支店及び駐在員事務所

- 1 カザフスタン共和国領内で設立された全ての法人は、設立の目的、法人の種類、活動の性質及び関係者の構成を問わず、法人国家登記の対象となる。
- 2 カザフスタン共和国領内にある法人の支店及び駐在員事務所は、登記手続の対象と

<sup>1</sup> 法人の所在地外にある当該法人の独立の下部組織で、代理その他の法人の機能の全部又は一部を遂行するものをいう（民法第43条第1項）。

<sup>2</sup> 法人の所在地外にある当該法人の独立の下部組織で、法人の利益を代表し、これを擁護し、当該法人の名で法律行為及びその他の法的行為を行うものをいう。ただし、カザフスタン共和国の法的文書の定める場合を除く（民法第43条第2項）。

なるが、当該登記により法人格を取得するものではない。

#### **第4条 登記の実施機関**

法人国家登記及び支店・駐在員事務所登記の手続は、司法省（登記所）が行い、アルマティ市所在の地域金融センター参加者である法人の国家登記は、同センターの活動を規制する全権機関が行う。

#### **第5条 法人国家登記及び支店・駐在員事務所登記についてのカザフスタン共和国司法省の管轄**

カザフスタン共和国司法省は、以下のことを行う。

- (1) 本法に従い、法人国家登記及び支店・駐在員事務所登記の手続をすること
- (2) カザフスタン共和国の法令で定めた方式に従い、法人国家登記簿への記録及び支店・駐在員事務所登記簿への記録をすること
- (3) 法人国家登記手続及び支店・駐在員事務所登記手続に関する事務方式を指導すること
- (4) 司法省の地方機関が本法の規定を遵守しているかどうか監督すること
- (5) 法人国家登記手続及び支店・駐在員事務所登記手続の問題に関連した地方機関の行為に対する不服の審理
- (6) カザフスタン共和国の法令に定めがある場合、管理・監督権限を有する国家機関からの照会に対して情報提供をすること

#### **第6条 法人国家登記の方式**

- 1 登記所への法人国家登記の方式は、カザフスタン共和国司法省が定める様式による申請書を提出し、本法第7条に規定されている設立文書を国語又はロシア語で三部作成し、添付する。
- 2 アルマティ市所在の地域金融センター参加者である法人の法人国家登記の方式は、同センターが定める様式による申請書を提出する。同センターの参加者である法人に関する情報は、司法機関が、同センターの活動を規制する全権国家機関の通知に基づき、統一国家登記簿に記載する。
- 3 外貨両替業務を活動内容とする特殊な形態である法人の法人国家登記をするには、更に、カザフスタン共和国中央銀行から、登記所において法人国家登録をするための許可を得なければならない。
- 4 カザフスタン共和国の法令が定める場合、銀行業務及び保険業務を活動内容とする法人の法人国家登記をするには、更に、金融市場及び金融機関の調整監督全権機関の許可を得なければならない。銀行及び保険（再保険）業務を行う法人の支店及び駐在員事務所の登記をするには、当該機関の同意を得なければならない。

- 5 法人の発起人が他の法人である場合、設立文書その他の文書と併せて、発起人たる法人が税務債務を有していない旨が記載された税務機関による証明書を登記所に提出する。
- 6 商品市場において支配的（独占的）地位にある事業体の法人国家登記は、反独占機関による事前の同意に基づき、登記所により行われる。自然独占事業体の法人国家登記は、自然独占事業における活動を監督・規制する全権機関の事前の同意に基づき登記所により行われる。
- 7 法人国家登記の申請書は、発起人又はカザフスタン共和国の法令で定めた方式により作成された設立文書により権限を付与された発起人の全権代表者が署名する。
- 8 外国人又は外国法人が参加する法人の法人国家登記は、カザフスタン共和国の法人国家登記につき定めた方式に従い行われる。カザフスタン共和国が批准した国際協定に別段の規定がない場合、当該方式において定められた文書の他に、以下の文書を提出しなければならない。
  - (1) 法人国家登記証明書又は発起人たる外国法人が外国の法令に基づき法人格を有することを証明するその他の文書及び公証人により認証されたそれらの文書の国語又はロシア語による翻訳
  - (2) 旅券の写し又は発起人たる外国人の身元を証明するその他の文書及び公証人により認証されたそれらの文書の国語又はロシア語による翻訳
- 9 社会団体及び宗教団体の法人国家登記は、カザフスタン共和国「社会団税法」、「政党法」、「信仰の自由及び宗教団税法」により定められた特殊性を考慮し、本条により規定された方式に従い行われる。
- 10 法人国家登記の申請をする場合は、法人の所在地を証明する文書及び領収書その他の国庫への法人の国家登記及び支店・駐在員事務所登記の手数料の支払を確認できる文書を同時に提出する。ただし、中小企業活動の主体たる法人は、その所在地を証明する文書を提出することを要しない。
- 11 一又は複数の法人の組織変更により設立される法人の法人国家登記の申請をする場合は、譲渡証書又は分割貸借対照表及び組織変更された法人の債権者に対して組織変更した旨を書面により通知したことを証明する文書も併せて提出する。
- 12 本法その他の法令の規定に基づかない文書及び資料の提出を求めることは、禁止する。

#### **第6条の1 支店・駐在員事務所登記の方式**

- 1 支店・駐在員事務所登記の申請をする場合は、登記所に対し、カザフスタン共和国司法省が定める様式による申請書を提出する。申請書には、支店・駐在員事務所を設置した法人が委任した者が署名する。
- 2 申請書には、法人の社印が押印された法人の支店（駐在員事務所）設置についての

当該法人の機関の決定書，国語又はロシア語による法人が承認した支店（駐在員事務所）についての規約三部，定款の写し，法人国家登記証明書，支店（駐在員事務所）の長に交付した法人の委任状（公共団体及び宗教団体を除く。），法人の国家登記及び支店・駐在員事務所登記の手数料の支払を証明する文書並びに支店（駐在員事務所）の所在地を証明する文書を添付する。

- 3 外国法人の支店・駐在員事務所の登記は，カザフスタン共和国の支店・駐在員事務所の登記につき定めた方式に従い行われる。カザフスタン共和国が批准した国際協定に別段の規定がない場合，当該方式において定められた文書の他に，法人国家登記証明書又は支店（駐在員事務所）を設置する外国法人が外国の法令により法人格を有することを証明するその他の文書を提出しなければならない。支店（駐在員事務所）を設置する外国法人が提出する文書は，公証人により認証された国語又はロシア語の翻訳と併せて提出する。

#### **第7条 法人国家登記のために提出する設立文書**

- 1 カザフスタン共和国の法令による別段の規定がない場合，定款を登記所に提出する。
- 2 会社，株式会社，消費生活共同組合及び連合会の形態による法人の設立文書は，設立契約又は定款である。
- 3 個人（一人の発起人）により設立された会社及び株式会社並びに本条第2項が定める形態以外による法人の設立文書は，定款又は規約である。
- 4 カザフスタン共和国の法令に規定がある場合，営利団体ではない法人は，カザフスタン共和国における相当する種類の営利団体に関する一般規定に基づいて活動を行うことができる。
- 5 中小企業活動の主体たる法人は，カザフスタン共和国政府の法令の規定に基づき，その活動を行うことができる。

#### **第8条 設立文書の内容**

- 1 法人の設立文書には，法人の組織的・法的形態に対応してカザフスタン共和国の法令により定められた事項が含まれていなければならない。
- 2 支店（駐在員事務所）に関する規約には，名称，所在地（同じ州（重要な都市，首都）に所在する銀行支店の全建物の住所），活動の内容，経営体制及び支店（駐在員事務所）の長の権限のほか，支店（駐在員事務所）を設置する法人の名称，所在地，活動の内容及び登記に関する事項が含まれていなければならない。

#### **第9条 法人国家登記の設立登記（再登記）手続及び支店・駐在員事務所の設置（再登記）登記手続の期間**

- 1 中小企業活動の主体たる法人の設立登記（再登記）及びその支店・駐在員事務所の

設置登記（再登記）は、申請書及び必要な添付文書の提出日から 3 労働日以内に行われなければならない。その他の法人の設立登記（再登記）及びその支店・駐在員事務所の設置登記（再登記）は、申請書及び必要な添付文書の提出日から 10 労働日以内に行われなければならない。

- 2 政党の設立登記（再登記）及びその支部・駐在員事務所の設置登記（再登記）は、申請書及び必要な添付文書の提出日から 1 か月以内に行われなければならない。
- 3 アルマティ市所在の地域金融センター参加者である法人の設立登記（再登記）は、申請書及び必要な添付文書の提出日から 3 労働日以内に行われなければならない。
- 4 法人の設立登記及び再登記並びに法人の支店・駐在員事務所の設立登記及び再登記は、申請書及び必要な添付文書の提出日から 15 日以内に行われなければならない。
- 5 提出した文書に不備がある場合、記入漏れがある文書を提出した場合、設立文書について専門家の判断を受ける必要がある場合その他カザフスタン共和国の法令が定める事由による場合、設立（設置）登録手続及び再登記手続の期間は、中断される。

#### **第 10 条 法人国家登記手続及び支店・駐在員事務所の登記手続における手数料**

法人及びその支店・駐在員事務所の設立（設置）並びに活動停止の登記をする場合、再登記をする場合並びに法人国家登記証明書又は支店・駐在員事務所登記証明書を受領する場合は、カザフスタン共和国の税法で定める方式により、手数料を徴収する。

#### **第 11 条 法人国家登記申請及び支店・駐在員事務所の登記申請の却下**

- 1 カザフスタン共和国の法令の規定による法人の設立若しくは組織変更の登記手続の違反、設立文書とカザフスタン共和国の法令との不適合、譲渡証書若しくは分割貸借対照表の未提出又はこれらの文書に組織変更される法人の債権債務関係の承継に関する規定が欠けていることは、法人国家登記申請及び再登記申請の却下事由となる。活動していない法人が発起人である場合及び（又は）発起人・代表者につき、活動していない法人の発起人・代表者であるか、欠格者、制限的欠格者若しくは所在が不明と認定されているか、死亡と宣告されているか、カザフスタン共和国刑法第 192 条、第 216 条若しくは第 217 条により受刑しているか、又は効力のない身分証明書が提出された場合も、法人国家登記申請及び再登記申請の却下事由となる。
- 2 支店（駐在員事務所）の設置登記申請及び再登記申請の却下は、カザフスタン共和国の法令で定めた支店（駐在員事務所）の設置手続違反の場合又は登記のために提出された文書がカザフスタン共和国の法令に適合していない場合に認められる。
- 3 法人の設立登記申請若しくは再登記申請又は支店（駐在員事務所）の設置登記申請若しくは再登記申請を却下する場合、登記所は、本法第 9 条に定める期間内に、書面により、提出文書がカザフスタン共和国の法令の規定に適合していない理由を付した上で、当該登記申請を却下する。

- 4 法人及びその支店・駐在員事務所の設立（設置）登記又は再登記の手数料は、手数料を既に支払った場合であっても、カザフスタン共和国の税法により定められたときは、返還される。

## 第 12 条 設立（設置）登記又は再登記の証明書

- 1 法人の設立文書その他の文書とカザフスタン共和国の法令との適合性の調査の結果に従い、登記所は、設立された法人に対して法人国家登記証明書を、再登記を行った法人に対して再登記証明書を交付する。支店・駐在員事務所の設置に対しては支店・駐在員事務所登記証明書が、再登記を行った場合には再登記証明書が交付される。
- 2 銀行口座は、法人国家登記証明書又は支店・駐在員事務所登記証明書が提出される場合に限り、開設することができる。
- 3 法人国家登記証明書の交付は、カザフスタン共和国の法律により許可の取得が必要と規定されている活動を開始することができる根拠にはならない。許可が必要な活動分野における法人の行為能力は、しかるべき許可取得の時から発生し、当該許可の取消し、期限終了又はカザフスタン共和国の法令が定める手続に基づき無効が確認された時に停止する。

## 第 13 条 国家統計登録

- 1 登記所は、登記日から 1 労働日以内に、国家統計機関に対し、設立登記（再登記）をしたこと、活動停止の登記をしたこと及び支店又は駐在員事務所の所在地変更の登記をしたことを通知する。
- 2 前項の通知の様式及び国家統計機関への届出の方式は、カザフスタン共和国司法省が統計に関する全権国家機関の同意に基づき承認する。
- 3 アルマティ市所在の地域金融センター参加者である法人の設立登記（再登記）に関する通知の様式及び国家統計機関への届出の方式は、同センターの活動規制に関する全権国家機関が統計に関する全権国家機関の同意に基づき承認する。
- 4 国家統計機関は、登記所からの通知に基づき、2 労働日以内に、法人、支店又は駐在員事務所に対し統一識別コードその他システム登録コードを付与し、国家統計登録簿に法人、支店又は駐在員事務所に関する情報を登録する。
- 5 国家統計機関は、国家統計登録簿への登録日から 1 労働日以内に、登記所に対し、登記（再登記）を終えた法人、支店又は駐在員事務所に交付するための統計カードを送付する。当該統計カードは、統一識別コードその他システム登録コードを付与し、国家統計登録簿への登録を承認したことを示す文書となる。
- 6 国家統計機関は、法人、支店又は駐在員事務所に対し統一識別コードその他システム登録コードを付与した日から 1 労働日以内に、納税者登録通告書を税務機関に対し送付する。

#### 第 14 条 法人及び支店・駐在員事務所の再登記

- 1 カザフスタン共和国の法令に定めがある場合，法人は，当該法令の規定に従い，再登記を行わなければならない。
- 2 再登記を行う場合，法人は，登記所に対し，以下の文書を提出する<sup>3</sup>。  
社印が押印された，設立文書の変更又は追加に関する法人の全権機関による決定  
又は決定の抜粋  
カザフスタン共和国の法令に定めがある場合，公証人による認証された変更済みの設立文書  
国庫への法人国家登記及び支店・駐在員事務所登記の手数料の支払を証明する文書
- 3 法人の参加者（株式会社の株主）に新しい法人が加わる場合，設立文書とともに，新規参加法人に税務債務がない旨を証明する税務機関の文書を登記所に提出する。
- 4 有価証券所有者登録簿システムの運営活動許可を受けている証券取引に業として参加する者が法人参加者登録簿の管理を行う会社を除き，参加者の構成の変更を理由とする会社の再登記は，カザフスタン共和国の法令及び設立文書が定める脱退者の財産（定款資本）保有分についての権利の譲渡又は移管を証明する文書を提出する。
- 5 自然独占事業体の再登記は，自然独占事業の活動を監督・規制する全権機関の同意を必要とする。商品市場において支配的（独占的）地位にある事業体の再登記は，反独占機関の同意を必要とする。
- 6 法人の組織変更の場合は，登記所に対し，譲渡証書又は組織変更された法人の債務移転状況を記した分割貸借対照表を提出する。
- 7 登記所は，10 日以内に，法人の所在地の税務機関に対し，再登記及び法人の所在地変更登記をしたことを通知する。
- 8 銀行，銀行業務の一部を行う者，保険者，再保険者及び貯蓄年金保証基金の設立文書の変更及び追加は，カザフスタン共和国の銀行法令，保険及び保険業務に関する法令並びに年金保証基金法令の特殊性を考慮して行われる。
- 9 支店又は駐在員事務所は，名称変更をした場合，再登記を行う。

#### 第 15 条 法人国家登記明書及び支店・駐在員事務所登記証明書の発行

- 1 法人からの申請に基づき，登記所は，3 労働日以内に，法人国家登記証明書及び支店・駐在員事務所登記証明書を発行する。
- 2 法人国家登記証明書及び支店・駐在員事務所登記証明書を発行する場合，カザフスタン共和国税法で定めた方式により，手数料を徴収する。

---

<sup>3</sup> 原文は，改行していない。

## 第 16 条 法人の活動停止登記

- 1 法人の清算又は組織変更を決定した法人からの登記申請がされた場合，登記所は，カザフスタン共和国の法令が定める清算又は組織変更の方式が遵守されているかどうか，調査を行う。
- 2 清算による法人の活動停止登記を申請するには，次の文書を提出しなければならない。
  - (1) カザフスタン共和国司法省が定めた様式による清算登記申請書
  - (2) 法人の財産所有者若しくは所有者から委任を受けた機関又は社印が押印された設立文書により委任を受けた法人の機関の決定書
  - (3) 設立文書，国家法人登記（再登記）証明書及び統計カード
  - (4) 法人の清算並びに法人の債権者による債権届出の手續及び期間についての情報を公報紙により公告したことを証明する文書
  - (5) 清算する法人の財産の構成，債権者が届けた債権の一覧及びその債権の確定結果に関する資料を含む中間清算貸借対照表
  - (6) 清算貸借対照表
  - (7) 法人の財産所有者又は社印が押印された，法人の清算を決定したその他の機関による中間清算貸借対照表及び清算貸借対照表の承認に関する決定書
  - (8) 社印の廃棄に関する文書
  - (9) 清算する法人の支店又は駐在員事務所が存在する場合は，当該支店又は駐在員事務所の登録抹消に関する証明文書
  - (10) 税務債務がない旨が記載された証明書
  - (11) 関税債務及び未払の対外貿易がないことを証明する税関機関の証明書
  - (12) 株式会社の場合，法人の全権機関による株式発行の無効通知
  - (13) 法人の国家登記及び支店・駐在員事務所登記の手数料の支払を証明する領収書又は文書
- 3 裁判所の決定により清算した法人の活動停止の登記は，裁判所の決定に基づいて行われる。
- 4 登記所は，調査の過程において，清算又は組織変更の手續違反が見当たらない場合，10 日以内に法人の活動停止を登記する。自然独占事業体の活動停止登記は，自然独占事業の活動を監督・調整する全権機関による事前の同意に基づき，登記所により行われる。
- 5 法人の清算又は組織変更の手續に違反があることが判明した場合，登記所は登記申請を却下する。
- 6 法人の活動停止が国家法人登記簿に記載された後に，法人が活動を停止したとみなされる。
- 7 他の法人の組織変更の結果設立された法人の国家法人登記は，本法第 6 条に定めた

方式により行われる。

- 8 株式会社の組織変更の場合、法人の全権機関は、更に、登記所に対し、当該株式会社の全ての発行済み株式が無効になる旨の通知を提出しなければならない。

#### **第 16 条の 1 法人の支店・駐在員事務所登記の抹消**

- 1 支店（駐在員事務所）は、法人の支店（駐在員事務所）の活動停止についての当該法人の決定書、登記（再登記）手続に関する登記証明書、支店（駐在員事務所）の規約及び領収書又はその他の法人の国家登記及び支店・駐在員事務所登記の手数料の支払を証明する文書の原本に基づき、その登記を抹消される。
- 2 支店（駐在員事務所）の登記を抹消するには、本条第 1 項に掲げた文書のほか、支店（駐在員事務所）の所在地の税務機関の作成による、法人に税務債務がない旨記載された証明書も必要である。

#### **第 17 条 争訟の審理**

法人の発起人と登記手続を行う国家機関との間の、国家登記申請・支店・駐在員事務所登記の却下、かかる登記の懈怠その他の争訟については、裁判所に申し立てることができる。

#### **第 18 条 法律違反に対する責任**

- 1 未登記法人が企業活動を行うことは、許されない。未登記法人が企業活動を行うことにより得た収入は、カザフスタン共和国の法令に従い、共和国予算の収入として没収される。
- 2 法人が、定められた法的方式により再登記を行うべき情報の変更申請を 1 か月の間に行わなかった場合、法に従い責任を負う。
- 3 法人国家登記及び支店（駐在員事務所）の登記手続並びに再登記手続を登記所が違法に拒否した場合、申請人は被った損害の賠償を裁判手続に基づき請求する権利を有する。
- 4 株式会社が株式発行若しくは代表再登記の文書又は登記所への登記番号の交付の文書を規定された期間内に提出しない場合、当該株式会社はカザフスタン共和国の法令で定める方式により清算又は組織変更させられる。

#### **第 19 条 本法の施行方式**

本法は、公布の日から施行する。